

Study Plan7 決議

今回は最後のスタディプランです。以下、決議について説明します。

1. 決議(Resolution)とは

決議とは、会議での決定事項を明記した文書です。決議に記載されたことは、国際社会の指針として、世界中の国家に影響を与えます。確かに、今回の設定会議である国連総会の決議は、勧告という意味しかありません。つまり、条約のように批准¹した国が守る義務はありません。しかし、国連総会の決議は、加盟国間の合意として議題解決の指針になります。

また、自国と同じ立場だけでなく対立する国の支持を取り込むことで、決議の実効性は上がります。なぜならば、決議に多くの支持が集まれば集まるほど、問題解決に向けて多くの国が取り組むことが保証されていると言えるからです。

基本的に、各国大使は決議に自国の政策、つまり「言いたいこと」が決議に載るように、政策立案や他国との交渉を行います。

決議は、以下のプロセスを踏むことで採択されます。

(設定されたスポンサー(Sponsor)とシグナトリー(Signatory)を集める)→決議案=Draft Resolution(DR)の提出→(内容の修正)→修正案=アmendメントの提出→(投票で過半数の賛成)→決議採択

2. 構成

決議の構成は、主語、前文、主文の3つです。主語は会議名が入ります。今回の会議であれば、国連総会(General Assembly)が主語です。

2.1. 前文

前文には、主文の理由を書きます。具体的には

- 国連憲章、過去の条約、宣言、国連決議
 - 問題の所在とその問題の深刻さ、解決の重要性
- などが挙げられます。

前に説明したとおり、国連総会の決議を各国が守る義務はありません。従って、問題への解決策を提示する主文の裏付けや正当性を、異なる立場の国でも分かるように前文でし

¹ 「条約に書いてあることを私の国家は守ります」という約束を国際社会に対してすることです。各国の議会での条約の承認によることが多いです

っかりと説明する必要があります。

2.2. 主文

主文には、前文で提示した問題への解決策を書きます。具体的には

- 国際社会の意思の表明や指針の表明
- 関係国への要求、対策、行動

などが挙げられます。

繰り返しになりますが、あくまでも国連総会の決議は勧告としての意味しか持ちません。決議に書かれたすべてのことが、作成者の意図した通りに完全に実行されるわけではありません。意図した通りに実行されるには、政策の具体性や行動を要求する相手などを、過去の決議などを参考にしつつよく考える必要があります。

p.4・5に挙げた図1は、実際の国連決議において前文と主文がどのように作成されているのかを抜き出したものです。

3. 用語解説

ここでは、決議作成時に登場する模擬国連特有の用語について説明します。

3.1 スポンサー(Sponsor,共同提出国ともいう)

DRの提出する段階からDRの内容に賛成する国です。従って、そのDRを作成した国が入ることがほとんどです。

投票時には必ず賛成しなければいけません。そのため、そのDRに対して他国から説明を求められた場合は説明できなければいけません。

実際の会議では、スポンサーの数についての規則はありませんが、模擬国連会議においては最低限必要なスポンサーの数を明記している場合がほとんどです。模擬国連で導入されている理由は、決議案の乱立を防ぐためです。

また、スポンサーを追加する場合は、必ずその段階でスポンサーである国の同意が必要です。

3.2 シグナトリー(Signatory,共同提出国ともいう)

DRの内容が、議場で話し合われることに賛成する国です。投票時の賛成、反対は義務づけられません。ちなみに、スポンサーは実際の決議にも存在しますが、シグナトリーは存在しません。

3.3 アmendメント(Amendment,修正案ともいう)

DR を提出した後に、その DR に修正を加えて再提出をすることができます。修正して提出された DR をアmendメントと呼びます。

ポイントは、DR に修正を加える場合は、必ず修正を加える DR のスポンサー全てがその修正に賛成する必要があります。なぜならば、修正に対して修正前の DR のスポンサーが賛成しないと、後述する非友好的修正案になります。そして非友好的修正案は採択されたとしても、ほとんど決議としての意味を持たないからです。アmendメントには以下の2種類があります。

○友好的修正案(Friendly Amendment)

基本的に、修正前の DR の内容に沿った修正案です。修正前の DR のすべてのスポンサーが、修正に賛成しています。その確認をとるために、友好的修正案の提出後には修正前の DR のスポンサーを議長が点呼して、修正に対して賛成しているかどうかの確認をとります。

○非友好的修正案(Unfriendly Amendment)

修正前の DR のスポンサーが 1 カ国でも修正に反対した²場合の修正案か、修正前の DR のスポンサー以外の国によって、修正前の DR の内容に対して矛盾するような大幅な変更が行われた修正案です。修正前のスポンサー以外の国が非友好的修正案を作成することは、今大会では禁止します。従って、今大会では前者のケースのみを頭に入れて下さい。前述のとおり、非友好的修正案は採択されたとしても決議としての意味がほぼゼロになります。

3.4 コンバイン

ある決議案をベースとして、別の決議案とくっつけることです。例えば、DR.1 と DR.2 という 2 つの DR があるとします。ここで、DR.1 をベースとして DR.1 と DR.2 をコンバインすると DR.1rev³.1 という修正案が完成します。

ポイントは、DR.1 をベースとして DR.1 と DR.2 をコンバインしても、新しい DR.3 ができるわけではなく、DR.1 の修正案として DR.1rev.1 ができることです。従って、DR.1 の全てのスポンサーが修正に賛成しないとコンバインはできません。

また、コンバインした後は、DR.1rev.1 と DR.2 という 2 つの決議案が残ることになります。よって、このまま投票行動に入ると DR.1rev.1 と DR.2 の 2 本が採択にかけられることとなります。コンバインが成功した場合、DR.2 の内容は DR.1rev.1 に含まれているので 2 本とも採択されても DR.2 にはあまり意味はありません。そのため、一般的にコンバインが成功した場合には、ベースではない DR(今回の場合であると DR.2)は撤回(withdraw⁴)します。

² 修正前の DR のスポンサーが修正後の DR のスポンサーにいない場合も、いないスポンサーが修正に反対したものとして認識され、自動的に非友好的修正案となります

³ “rev”は“revised”の略称です。修正案につく略称です。例えば、DR.2 が 2 回修正された場合は DR.2rev.2 となります

⁴ 撤回に関しては、プロシーチャーを説明した資料を参照して下さい

図 1.決議の構成



Security Council

United Nations S/RES/1718 (2006)

Distr.: General
14 October 2006

Resolution 1718 (2006)

**Adopted by the Security Council at its 5551st meeting, on
14 October 2006**

The Security Council,

Recalling its previous relevant resolutions, including resolution 825 (1993), resolution 1540 (2004) and, in particular, resolution 1695 (2006), as well as the statement of its President of 6 October 2006 (S/PRST/2006/41),

Reaffirming that proliferation of nuclear, chemical and biological weapons, as well as their means of delivery, constitutes a threat to international peace and security,

Expressing the gravest concern at the claim by the Democratic People's Republic of Korea (DPRK) that it has conducted a test of a nuclear weapon on 9 October 2006, and at the challenge such a test constitutes to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and to international efforts aimed at strengthening the global regime of non-proliferation of nuclear weapons, and the danger it poses to peace and stability in the region and beyond,

Expressing its firm conviction that the international regime on the non-proliferation of nuclear weapons should be maintained and recalling that the DPRK cannot have the status of a nuclear-weapon state in accordance with the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Deploring the DPRK's announcement of withdrawal from the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and its pursuit of nuclear weapons,

Deploring further that the DPRK has refused to return to the Six-Party talks without precondition,

Endorsing the Joint Statement issued on 19 September 2005 by China, the DPRK, Japan, the Republic of Korea, the Russian Federation and the United States,

Underlining the importance that the DPRK respond to other security and humanitarian concerns of the international community,

Expressing profound concern that the test claimed by the DPRK has generated increased tension in the region and beyond, and *determining* therefore that there is a clear threat to international peace and security,

(a)

(b)

(c)

06-57207 (E)



(a) 文書や宣言の想起：関連する文書や決議の想起

(b) 規範・認識：大量破壊兵器の拡散が「国際の平和と安全の脅威」であることの再確認

(c) 事実：北朝鮮(DPRK)による核実験に対する危惧の表明

A/RES/61/78

2. *Reaffirms* that nuclear disarmament and nuclear non-proliferation are substantively interrelated and mutually reinforcing, that the two processes must go hand in hand and that there is a genuine need for a systematic and progressive process of nuclear disarmament;

3. *Welcomes and encourages* the efforts to establish new nuclear-weapon-free zones in different parts of the world on the basis of agreements or arrangements freely arrived at among the States of the regions concerned, which is an effective measure for limiting the further spread of nuclear weapons geographically and contributes to the cause of nuclear disarmament;

4. *Recognizes* that there is a genuine need to diminish the role of nuclear weapons in strategic doctrines and security policies to minimize the risk that these weapons will ever be used and to facilitate the process of their total elimination;

5. *Urges* the nuclear-weapon States to stop immediately the qualitative improvement, development, production and stockpiling of nuclear warheads and their delivery systems;

6. *Also urges* the nuclear-weapon States, as an interim measure, to de-alert and deactivate immediately their nuclear weapons and to take other concrete measures to reduce further the operational status of their nuclear-weapon systems;

7. *Reiterates its call upon* the nuclear-weapon States to undertake the step-by-step reduction of the nuclear threat and to carry out effective nuclear disarmament measures with a view to achieving the total elimination of these weapons;

8. *Calls upon* the nuclear-weapon States, pending the achievement of the total elimination of nuclear weapons, to agree on an internationally and legally binding instrument on a joint undertaking not to be the first to use nuclear weapons, and calls upon all States to conclude an internationally and legally binding instrument on security assurances of non-use and non-threat of use of nuclear weapons against non-nuclear-weapon States;

9. *Urges* the nuclear-weapon States to commence plurilateral negotiations among themselves at an appropriate stage on further deep reductions of nuclear weapons as an effective measure of nuclear disarmament;

10. *Underlines* the importance of applying the principle of irreversibility to the process of nuclear disarmament, and nuclear and other related arms control and reduction measures;

11. *Underscores* the importance of the unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States, in the Final Document of the 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, to which all States parties are committed under article VI of the Treaty,¹⁴ and the reaffirmation by the States parties that the total elimination of nuclear weapons is the only absolute guarantee against the use or threat of use of nuclear weapons;¹⁵

¹⁴ 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, vol. I (NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II)), part I, section entitled "Article VI and eighth to twelfth preambular paragraphs", para. 15:6.

¹⁵ Ibid., section entitled "Article VII and the security of non-nuclear-weapon States", para. 2.

4

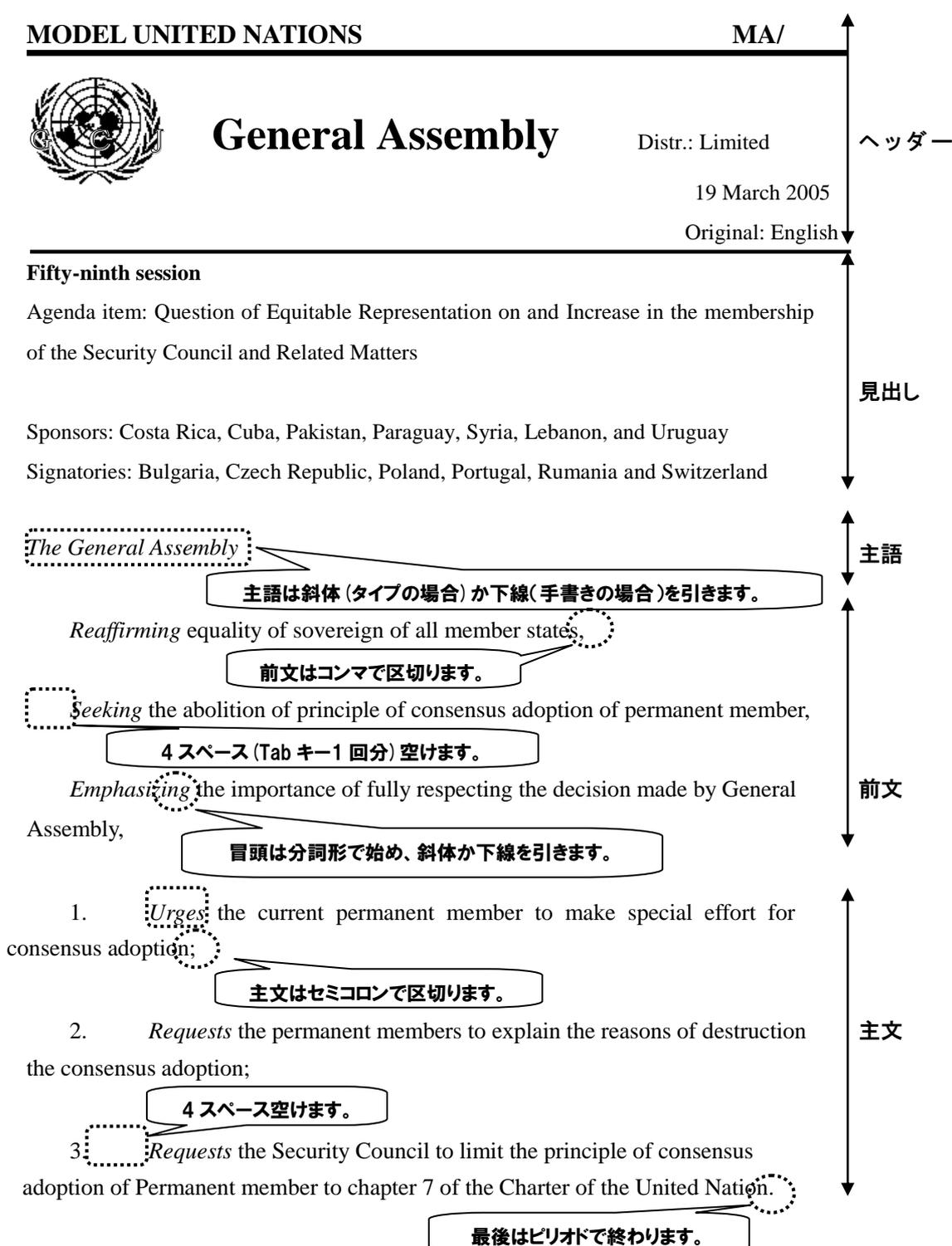
(a) 状況確認・意見表明

核兵器の戦略的意義をなくす必要性の確認と不可逆的核軍縮の重要性の強調

(b) 要求・要請

核兵器国に対する、弾頭及びその運搬システムの開発、製造の即時停止を要請

図 2.決議の形式



資料 1.決議に用いられる動詞一覧

A.前文

①問題の存在と事実の提示

弱 *referring*…言及する、触れる

aware…～に気づいている

conscious…意識している、自覚している

bearing in mind=keeping in mind…心に留めておく、覚えている

recalling…思い出す

taking note…～に留意する、心に留めておく

noting…～に注意する、注目する、気づく

taking into consideration=taking into account…～を斟酌(しんしゃく)する、考慮する

recognizing…～を認める、認可する、承認する

believing…～だと信じている、思う

confident…～を確信している

convinced…～を確信している、納得している

declaring…～だと断言する、言明する

affirming…～だと断言する、確言する

reaffirming…～と再び断言する、再び主張する

強 *emphasizing*…～を強調する、力説する、重要視する

②ある政策や行動に対する支持の表明、期待

viewing its appreciation…正しく評価して見る

expressing its appreciation…正しい評価を表明する

expressing its satisfaction…満足を表明する

noting its satisfaction…満足表示する、満足を特筆する

approving…～に賛成する、是認する、承認する

desiring…～を強く望む、～してほしいと願う

③ある政策や行動に対する憂慮の表明

noting with deep concern…～に深い憂慮を抱いて言及する

concerned…心配している、気遣っている

alarmed by…～に不安にさせられている、不安だ

disturbed…心配する、当惑する

noting with regret…遺憾に思いながら～に言及する

regretting…～したことを残念に思う

deploring…～を非難する、遺憾に思う

④その他

fulfilling…～を満たす、＜義務・約束などを＞満たす

guided by…～に導かれて

having considered…～を検討している、熟慮している

having devoted attention to…～にとっても注意を払っている

having examined…～を調査している、審査している

having received…～を受け取っている

having studied…～を調査している、注視している、注意深く観察している

observing…～を観察している、～に気づいている

seeking…～を探し求めている、要求する

B.主文

①問題解決に必要な事実の確認

弱 *draws attention to*…～に注意を引く

↑ *takes note*…～に注目する

notes…～に注意する、気づく

reminds…～に気づかせる、思い起こさせる

considers…～を検討する、熟慮する

affirms…～だと断言する、確言する

↓ *reaffirms*…～だと再び断言する、再び確言する

強 *emphasizes*…～を強調する、力説する、重要視する

②問題解決のために行う勧告表現

recommends…～することを勧める、奨励する

invites…～するように勧める、依頼する

requests…～を頼む、懇願する、要請する

calls upon…～してくれと頼む、訴える、求める

urges…～するように強く迫る、強く奨励を主張する

③ある政策や行動への支持

expresses its appreciation…正しい評価をする

endorses…～を是認する、支持する、ほめる

approves…～に賛成する、是認する、承認する

confirms…～の間違いないことをはっきりさせる、確かめる、承認する

supports…～を支持する

encourages…～するように励ます、奨励・促進する

④ある政策や行動への非難

regrets…～したことを残念に思う

deplores…～を非難する、遺憾に思う

condemns…～を責める、咎める、非難する

⑤決定や安保理における強制権発動時に使用する表現

calls upon…～してくれと頼む、訴える、求める

demands…～を要求する

authorizes…<人>に<～する>権威・権限を与える

decides…～を決定する

以上で今回のスタディプランは終了です。決議は書いてみることで、文言の内容や体裁を身につけることができます。会議に向けて積極的に決議を作成してください。

文責：JCGC